

主治医 殿

保育所（又は幼稚園）
所長（園長）

「橿原市保育所・幼稚園におけるアレルギー疾患生活管理指導表
（食物アレルギー・アナフィラキシー）」の記載について（依頼）

平素は子ども・子育て支援行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

橿原市立保育所・幼稚園では、アレルギー疾患のある乳幼児の園での生活を安全で安心なものとするため、アレルギー疾患について詳しい情報を把握し、適切に対応するよう努めているところです。

つきましては、貴殿の診断に基づき、園での具体的な取組やより適切な健康管理、対応方法を検討したいと考えておりますので、別添「橿原市保育所・幼稚園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー）（以下、管理指導表）」に御記入いただきますようお願いいたします。

なお、令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者又は食物アレルギー患者である乳幼児*の在籍する保育所の嘱託医・幼稚園の園医に対して、その乳幼児のアレルギー対応を適切に進めるに当たって必要な情報（管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりました。併せて、診療情報提供書を添付しておりますので、上記に該当の場合に御記入いただき、管理指導表とともに保護者へお渡しいただきますようお願いいたします。

また、家庭より持参しました問診票は、後日、園での個別面談と支援プランの資料とさせていただきますので御返却いただきますようお願いいたします。

※保険医療機関が交付する管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者又は食物アレルギーありに該当する者（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。）

食物アレルギー疾患のある乳幼児の主治医の皆様へ

「橿原市保育所・幼稚園におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の記入のお願い

橿原市立保育所・幼稚園では、令和5年度より食物アレルギー疾患のある乳幼児について、安全性を最優先するため、**食物の分量や加熱の有無による部分除去は行わず「完全除去」を原則**とします。

「完全除去」とは・・・

“安全性”の確保のために、除去食や代替食提供を多段階（少量摂取や加熱したものは可など）では行わず、「原因食物を提供しない」ことです。原因食物が含まれた加工品も除去の対象になります。

①原因食品について

血液検査結果や家庭での摂取状況等を併せて診断していただき、該当する食品の番号に○をお願いします。

②コンタミネーション（微量混入）について

保育施設は、限られた調理員数で決まったスペースで大量の調理を行います。細心の注意をして除去食等を作っておりますが、微量混入の可能性がります。

微量混入でも重篤な症状がでる場合は、

⇒「**保育所・幼稚園での生活上の留意点 F.特記事項**」に、「**コンタミネーション不可**」等ご記入をお願いします。

コンタミネーション不可の記載がある場合には、安全な給食提供ができかねますので、原則として弁当対応を考慮します。

③調味料等について

調味料・だし・添加物等については除去対象といたしません。これらについて対応必要な乳幼児は重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供ができかねますので、原則として弁当対応を考慮します。

The image shows a screenshot of the 'Allergy Management Guide Table' form. Two callout boxes provide additional information:

- Callout 1 (Left):** Points to the 'C. Cause of Food / Elimination Basis' section. It states: "Not only blood test results, but also actual intake status, etc., should be used for diagnosis." (血液検査結果だけでなく、実際の摂取状況等を併せて診断ください。)
- Callout 2 (Right):** Points to the 'F. Special Notes' section. It states: "Record 'No Contamination' etc." (「コンタミネーション不可」等)